

電気事業法施行規則の一部を改正する省令（案）に関する意見公募手続の結果について

令和5年10月10日
資源エネルギー庁
電力・ガス事業部
電力基盤整備課

「電気事業法施行規則の一部を改正する省令（案）」について、令和5年9月6日から同年10月5日まで意見公募手続を実施しました。

提出意見と提出意見を考慮した結果については以下のとおりです。なお、行政手続法第四十三条2項に基づき、提出意見は整理又は要約しております。

No.	提出意見	提出意見を考慮した結果
1	➤ 第33条の6の2第3号の情報が「電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがないこと」を経済産業省は具体的に示した上で意見募集を行うべきである。 ➤ 様式第31の25は途中からフォントが游ゴシックに変化しているが、MS明朝に統一すべきである。	➤ 電力・ガス取引監視等委員会の制度設計専門会合において当該情報の公開方法に係る行為規制上の整理について議論いたしました。当該議論を踏まえ、第449回電力・ガス取引監視等委員会（令和5年6月29日開催）での審議の結果、経済産業大臣への建議を受けて改正しております。 https://www.emsc.meti.go.jp/info/public/news/20230629001.html ➤ 御指摘いただきありがとうございます。御指摘の点修正させていただきます。
2	➤ 調整力等については、調達量妥当性を事後で検証する仕組みが必要。供給計画により届出を求める様式では月毎に記載いただく予定となっており、評価をすることができるのか。調整力の調達量の妥当性の検証がされないままでは、国民負担の増大に繋がるのではないかと。客観的に事後検証ができるような仕組みを求む。	➤ 調整力の調達量は、電力広域的運営推進機関の委員会において議論したうえで算定することとしています。また、算定後の結果の確認を実施しており、必要に応じて算定方法の見直しについても議論をした上で実施しております。供給計画に届出されるものは調整力として活用することが可能な電源であるため、事後検証を行うためのものではありません。

※なお本件意見募集とは直接関係のない御意見（1件）に対して、資源エネルギー庁の考え方は示しませんが、承っております。